

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県企業局管理規程第9号**

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前					
別表第1（第6条、第49条関係）						別表第1（第6条、第49条関係）					
鳥取県営電気事業勘定科目						鳥取県営電気事業勘定科目					
資産の部						資産の部					
1 固定資産 略						1 固定資産 略					
2 投資及び基金						2 投資及び基金					
科目	款	項	目	節	備考	科目	款	項	目	節	備考
投資及び基金	投資有価証券				長期投資の目的をもって所有する有価証券（ <u>金融商品取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券並びに払込金領収証及び申込金領収証をいう。）をいう。	投資及び基金	投資有価証券				長期投資の目的をもって所有する有価証券（ <u>証券取引法</u> （昭和23年法律第25号）第2条の <u>規定による有価証券</u> 並びに払込金領収証及び申込金領収証をいう。）をいう。
	略	略			略		略	略			略
3 流動資産 略						3 流動資産 略					
4 繰延勘定						4 繰延勘定					
科目	款	項	目	節	備考	科目	款	項	目	節	備考
繰延勘定	企業債発行差金				公募による企業債発行に際して企業債権者に償還すべき金額が	繰延勘定	企業債発行差金				公募による企業債発行に際して企業債権者に償還すべき金額が

			同募集により得た実額を超える額、及び同発行のために支出した直接の費用（金融機関、金融商品取扱業者の取扱手数料及び申込書、目論見書債券の印刷料並びに広告費等）をいう。 略				同募集により得た実額をこえる額、及び同発行のために支出した直接の費用（金融機関、証券会社の取扱手数料及び申込書、目論見書債券の印刷料並びに広告費等）をいう。 略
負債の部～費用の部 略				負債の部～費用の部 略			
鳥取県営工業用水道事業勘定科目及び鳥取県営埋立事業勘定科目 略				鳥取県営工業用水道事業勘定科目及び鳥取県営埋立事業勘定科目 略			

附 則

この規程は、平成19年9月30日から施行する。